

郡山市デジタルマネージャー等設置要綱

(設置)

第1条 本市のICTの活用の推進、ICTの活用の推進に関する連携、調整及び情報システムの保全等の本市ICT化の戦略的な推進を図るため、デジタルマネージャー及びデジタルリーダーを置く。

(選任)

第2条 デジタルマネージャーは、次に掲げる部局長又は会計管理者若しくは行政センターの長（以下「部局長等」という。）が次項に規定するデジタルリーダーのうちから選任する。

- (1) 郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する部
- (3) 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局
- (4) 郡山市上下水道局

2 デジタルリーダーは、部局長等が次に掲げる所属の所属職員のうちから1人以上選任する。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、会計課、環境保全センター及び総合地方卸売市場管理事務所
- (2) 郡山市保健所設置条例施行規則（平成9年郡山市規則第55号）第2条に規定する課及び食肉衛生検査所
- (3) 郡山市教育委員会事務局等組織規則第2条第1項に規定する課及びセンター並びに同条第2項に規定する教育機関
- (4) 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局
- (5) 郡山市議会事務局処務規程（昭和48年郡山市議会訓令第2号）第2条に規定する課
- (6) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課
- (7)

郡山市行政センター設置条例（平成元年郡山市条例第39号）第2条に規定する行政センター

3 部局長等は、毎年度当初にデジタルマネージャー及びデジタルリーダーについて、政策開発部長に報告しなければならない。年度途中において、デジタルマネージャー又はデジタルリーダーに異動があったときも同様とする。

(職務)

第3条 デジタルマネージャーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) ICTの活用の推進における部内調整に関すること。
- (2) デジタルリーダーの統括に関すること。
- (3) DX戦略課との連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

2 デジタルリーダーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) ICTの活用の推進による業務改善に関すること。

- (2) 情報資産の管理及び運用に関すること。
- (3) 情報リテラシー向上に関すること。
- (4) 情報システム等の運用、保守管理及び検査の立合いに関すること。
- (5) D X戦略課との連絡調整に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会議)

第4条 デジタルマネージャーの会議は、D X戦略課長が招集し、D X戦略課長が議長となる。

2 デジタルマネージャーの会議で協議された事項は、必要に応じて別に定める郡山市D X推進本部に報告又は提案を行う。

(支援等)

第5条 D X戦略課長は、デジタルマネージャー及びデジタルリーダーに対し、その職務を円滑に行うための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(郡山市情報化推進統括リーダー等設置要綱の廃止)

2 郡山市情報化推進統括リーダー等設置要綱（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。